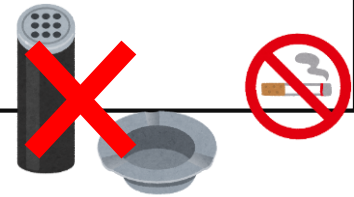


全ての方を対象とする責務

多数の人が利用する施設では、喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室などの喫煙可能な場所以外は「**喫煙禁止**」となります。

- 喫煙禁止場所で喫煙をした場合、30万円以下の過料が科されます。
- さらに、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下の過料が科されます。
- 喫煙禁止場所以外で喫煙をする際にも、周囲に受動喫煙を生じさせないよう配慮をお願いします。



Point

■ 喫煙設備のあるお店は標識でわかるようになります。

喫煙専用室など、喫煙可能な設備を設置している飲食店やホテル、複合施設は、標識の掲示が義務づけられています。標識を確認して、喫煙ができるかどうかを見分けて下さい。

■ 喫煙可能な場所は、20歳未満の人は立入禁止です。

20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙できる場所には立ち入れません。

■ 周りの人たちに望まない受動喫煙を生じさせないよう努めましょう。

とりわけ子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。子どもの周囲では、特に受動喫煙を生じさせないよう注意して下さい。